

令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会について



2023年1月24日に、令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会(厚生労働省)とPFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議(第1回)(環境省)が合同開催され、以下の内容が検討されました。

(1)PFOS及びPFOAに関する検討について

令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会(厚生労働省)とPFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議(第1回)(環境省)との合同会議による検討が行われました。

検討内容については、[ニュースコンテナー2月号「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議\(第1回\)」について](#)をご覧ください。

(2)要検討項目の存在実態調査について

水道法要検討項目のうち目標値案の検討が進む物質について、水道水の原水及び給水栓水における存在実態調査の結果が示されました。この調査において、2022年7月に目標値案の50%値を超過した地点が、ブロモクロロ酢酸で2地点、ブロモジクロロ酢酸で1地点確認されました(総検査地点数21地点)。今後、これらの物質の低減策等の調査が行われ、目標値の設定について検討が進められます。

(3)ジクロロアセトニトリル等の対応状況について

水質管理目標設定項目のジクロロアセトニトリル、抱水クロラールについて、2019年度、2020年度に目標値の50%値を超過した地点を所管する水道事業者(水道用水供給事業者を含む、以下同じ。)へ水質管理状況のヒアリングが行われました。

その結果、浄水処理フローに前処理設備の追加設置、活性炭処理の実施等、水質に留意した管理が行われていることが確認されました。

また、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラールが目標値の50%値を超過して検出されている地点では、水質基準項目であるクロロホルムも比較的高い濃度で検出されていることが報告されました。ジクロロアセトニトリル、抱水クロラールは、クロロホルムと同様、塩素との反応により生成される消毒副生成物であり、クロロホルムを低く管理することにより管理可能であるため、今後の方針として、水道事業者へその管理手法等の周知が行われます。

当社は水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2023年1月24日付 厚生労働省 令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会資料](#)
[2023年1月24日付 環境省報道発表資料](#)

有機分析箇所 金井佑生